

令和8年度伊東市家庭用新エネルギー及び省エネルギー 機器導入支援事業費補助金 交付の手引き

伊東市では、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素排出量削減のため、新エネ・省エネ機器を設置または、購入される方に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象者

- 1 住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器を設置または自家用電気自動車を新規購入して所有者となる方、補助対象機器が設置されている建て売り住宅を購入する方
- 2 完了報告書提出時に本市の住民基本台帳に登録のある方又はされる方
- 3 補助事業を行う住宅の所有者又は同一世帯員
- 4 市税を滞納していない方

申請受付の条件

- 1 令和8年4月1日以降に対象機器の設置または購入の契約を締結し、年度内に工事完了または納入し、令和9年3月31日までに完了報告書を提出すること
- 2 補助金の交付は、補助対象機器ごとに1世帯につき1回限りです。

申請受付

令和8年4月1日(水)から、伊東市役所2階環境課申請窓口へご持参ください。

※審査には2週間程度かかります。早めの申請をお願いします。

申請は、契約後工事着手前、または、購入前の提出が必要です。

※ 代理人が申請する場合は、代理人選任届【第7号様式】

電気自動車以外の場合

- 1 補助金交付申請書【第1号様式】
 - 2 契約書の写しその他補助対象経費の内訳が確認できる書類
 - 3 設置するシステム等の形状、規格等がわかるパンフレット等の資料
 - 4 設置工事着手前の現況写真（建て売り住宅の場合は、設置後の写真）
- ※ リチウムイオン蓄電池システムのみ導入の場合、既設太陽光パネルの写真
- 5 設置工事を実施する住宅の周辺地図
 - 6 市税等の納税証明書（本市において市税の納付状況が確認できる方は添付を省略可）
 - 7 住宅の所有者でない場合、所有者の承諾書

電気自動車の場合

- 1 補助金交付申請書【第1号様式】
- 2 契約書の写しその他補助対象経費の内訳が確認できる書類
- 3 購入する車両の規格等がわかるパンフレット等の資料
- 4 市税等の納税証明書（本市において市税の納付状況が確認できる方は添付を省略可）
- 5 電気自動車の保管場所が確認できる写真

補助対象機器	要件	金額(円)
太陽光発電システム	太陽光を利用して発電するシステムであること。システムの公称最大出力の合計値が2kW以上のもの 発電した電力の一部又は全部を設置した住宅等で使用すること	40,000
家庭用燃料電池システム	エネファーム 都市ガス、LPガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて発電し、その排熱を利用した湯を貯湯する機能を有する機器 定格運転時において0.5kWから1.5kWまでの発電出力を有し、低位発熱量基準(LHV基準)の総合効率が80%以上、貯湯タンクが120ℓ以上の機器	40,000
リチウムイオン蓄電池システム(定置用リチウムイオン蓄電池)	蓄電部がリチウムイオン蓄電池であること 太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置【インバーター、コンバーター、パワーコンディショナー等】で構成される一体の装置であり、住居部分に電力を供給できること	50,000
家庭用エネルギー管理システム(HEMS)	電力使用量の計測及び蓄積をし、これらの情報を通信端末機器で表示できる機能を有している ISO規格として国際標準化されたECHONET-Lite規格を標準インターフェイスとしていること	10,000
V2H充放電設備	住宅用太陽光発電システムの設備と常時接続し、電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器であること。 国の補助事業における補助対象機器として一般社団法人次世代自動車復興センターにより登録されているものであること。	50,000
電気自動車	自家用として購入された未使用の電気自動車で、一般社団法人次世代自動車復興センターが補助対象車両として指定しているもの	50,000

※ 対象機器を合算して申請できます。

完了報告

報告書は、設置工事完了後に速やかに提出してください。必ず年度末までに提出してください。

電気自動車以外の場合

- 1 完了報告書【第5号様式】
- 2 領収書の写し（申請時の見積額と異なる場合は、内訳書の写し）
- 3 設置機器の製造番号がわかる保証書等の写し（太陽光発電システムを除く）
- 4 設置工事完了後の写真（建売住宅の場合を除く）
- 5 太陽光発電システム及びリチウムイオン蓄電池システム導入の場合のみ対象機器の稼働が確認できる写真

電気自動車の場合

- 1 完了報告書【第5号様式】
- 2 領収書の写し（申請時の見積額と異なる場合は、内訳書の写し）
- 3 購入後の写真
- 4 自動車車検証の写し

変更及び中止申請

交付申請を行った後に補助対象事業の内容に変更又は中止する場合にあって、変更の場合は、変更内容が分かる資料を添付し、変更（中止）申請書【第4号様式】を提出してください。

その他

交付申請書・請書・完了報告書・請求兼領収書・指定口座の名義は同じ申請者とし、同一の印鑑を使用してください。（認印可、浸透ネーム印不可）

問い合わせ先

伊東市役所 環境課 環境政策係

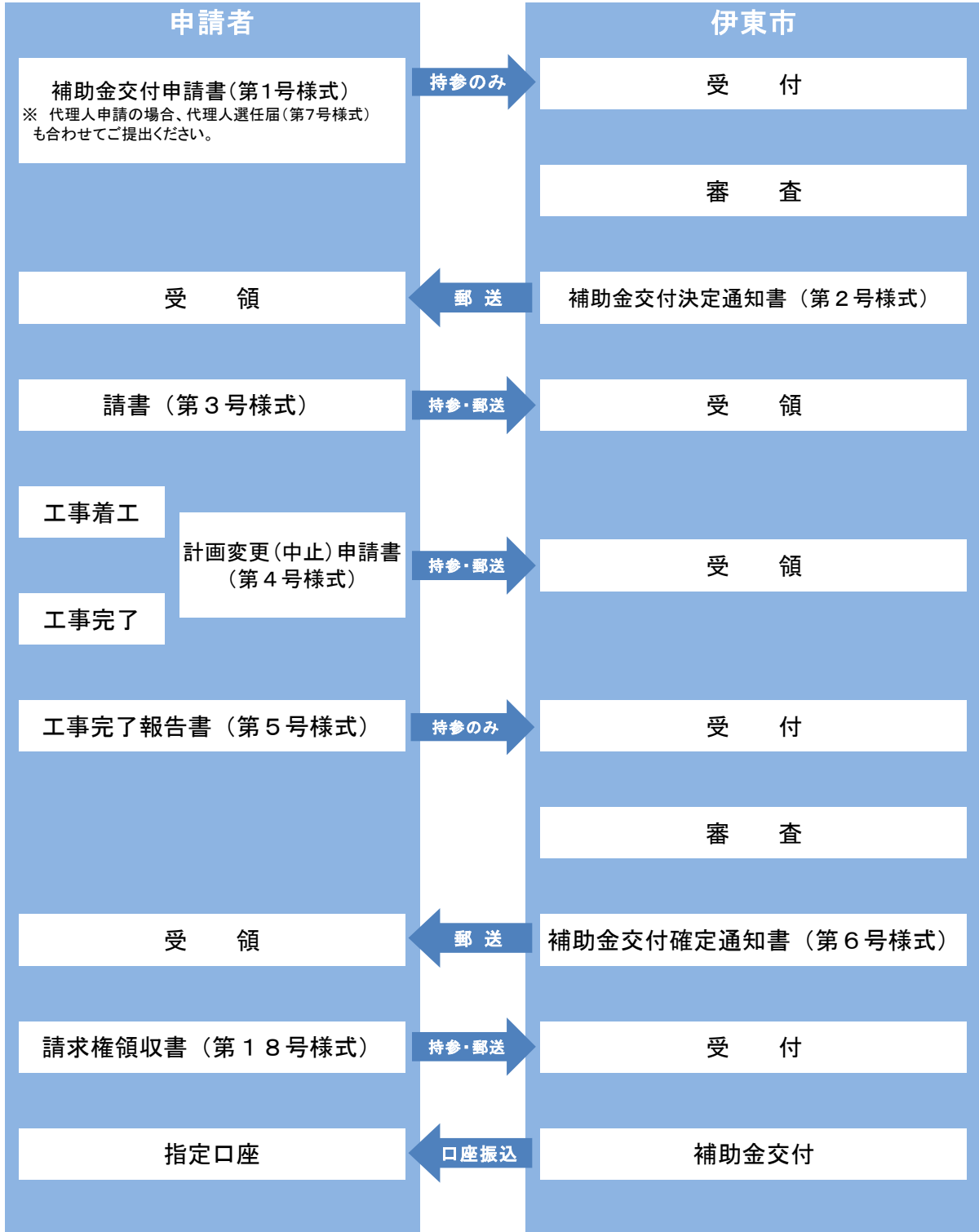
☎0557-32-1374

※申請書類等は、ホームページからダウンロードできます。

ホームページ QR コード



伊東市家庭用新エネルギー・省エネルギー機器導入支援補助金制度 手続きの流れ



※ 提出書類の印についてはすべて同一のものを使用してください(認印可、浸透ネーム印不可)

※ 添付書類については、ご案内のリーフレット等をご参照ください。

※ 補助金は口座振込により、入金は請求領収書提出後、約1か月を要します。

伊東市役所 市民部
環境課 環境政策係
電話 0557-32-1374